

岡山不当賃金カット裁判

勝利判決！！



報告集会：菅野委員長の「団結ガンバロー！」

4月19日、岡山地裁において「岡山不当賃金カット裁判」の判決が出され、奥野寿則裁判長は「被告（JR西日本）は、原告（和田博文さん）に対して、賃金カット分の56円の支払いを命じる」勝利判決を言い渡しました！

今判決は、JR西日本が主張する「乗り継ぎに遅れた時間は労働実態がないから、賃金を支払わない」とする「債務不履行」「ノーワーク・ノーペイ」の主張に対して、「誤りや遅れ等を発生させた場合、それを修正するための労務も含めて業務の遂行をおこなっており、賃金は支払われるべき」と、JR西日本の主張は退けられ、和田さんの賃金カットは違法であるとの主張が認められました。

原告である和田博文さんは、判決を控えた4月3日、病によりお亡くなりになりましたが、最期まで「後輩たちが安心して働ける環境をつくりたい！」との決意でたたかい抜かれました。

岡山賃金カット裁判報告集会には100名が参加し、弁護士からの判決内容の報告、各分会から和田さんへのメッセージの贈呈、和田さんの所属分会長あいさつの後、菅野委員長の団結ガンバローで集会を締めくくりました。

**和田博文さんの遺志を引き継ぎ、
安全で安心して働ける職場をめざし、組織の強化・拡大を勝ち取ろう！**